

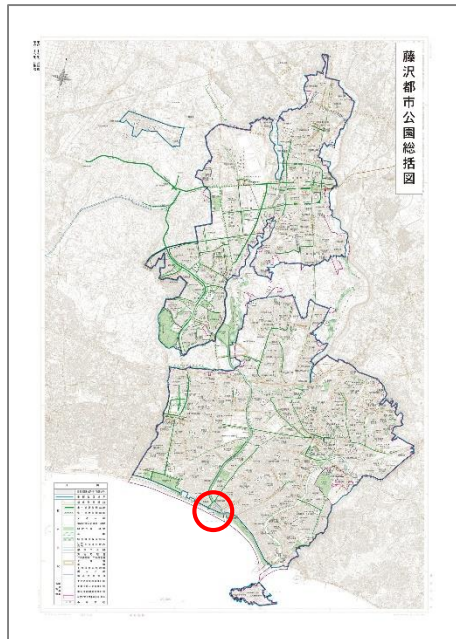
名称：鵜沼海浜公園（都市公園種別：広域公園）

所在地：鵜沼海岸四丁目地内

供用開始：1961年（昭和36年）4月1日（スケートパークの開園は2001年（平成13年）7月）

供用面積：約16,690㎡（うちPark-PFI事業面積 約16,000㎡）

## 位置図



## 案内図



# 鵜沼海浜公園GROWING PARKグループ

	会社名	役割分担
代表法人 A 社	小田急電鉄株式会社	全体統括, 管理・運営統括, 藤沢市との連絡窓口
構成法人 B 社	株式会社小田急 S C ディベロップメント	公募対象公園施設・スケートパーク以外の特定公園施設管理運営
構成法人 C 社	株式会社湘南なぎさパーク	スケートパーク整備・管理運営
構成法人 D 社	株式会社丹青社	公園全体総合プロデュース, 公募対象公園施設 設計・監理
構成法人 E 社	株式会社日比谷アメニス	特定公園施設 外構・ランドスケープ施工, 植栽管理
構成法人 F 社	株式会社BEACH TOWN	広場イベント運営
構成法人 G 社	有限会社マサケン	特定公園施設 スケートパーク設計・施工
構成法人 H 社	株式会社marukan	公募対象公園施設施工
構成法人 I 社	株式会社丸山工務所	特定公園施設 外構・ランドスケープ施工
構成法人 J 社	株式会社ムラサキスポーツ	スケートパーク管理運営
構成法人 K 社	株式会社ランドスケープデザイン	特定公園施設設計とりまとめ, ランドスケープ設計・監理

# KUGENUMA Growing Park

～アーバンスポーツ&ウェルネスライフ～



“カルチャー”を育む



“人”を育む



“場所”を育む

スケートパークの機能や魅力の向上

**1** 競技者の聖地となり  
見学者も楽しめる  
スケートパークの実現

憩いの場の創出

**2** 地元を熟知した企業と、公園、集客施設  
づくりのスペシャリストによる  
鵜沼ライフコミュニティの実現

周辺地域の賑わいや  
都市の魅力の向上への寄与

**3** 周辺施設や地域との  
連携による地域活性  
化拠点の早期実現

公園全体の魅力の向上

**4** 海岸との空間的、  
機能的連動による  
鵜沼カルチャーの  
魅力創出

藤沢市の都市課題・社会課題の  
解決を目指した公園整備

**5** 藤沢市南部地域への  
波及効果をもたらす  
取り組み



## ・世界に誇るスケートパークの創造

様々な技術レベル・競技会に対応したスケートパーク

管理事務所

## ・誰もがスケートパークを眺められるデッキ・眺望テラス

## ・海、スケートパーク・広場ビューを楽しむ飲食施設 鵜沼らしいウェルネスライフの魅力発信

アウトドアフィットネス

テイクアウトカフェ

ビーチカルチャー発信店舗

ワーケーション拠点

## ・アーバンスポーツサポート機能の充実

メンテナンス・修理・用具販売

シャワー・ロッカー

## ・臨時駐車場も含めた広場空間の整備

フレキシブルに拡張する広場

イベント活用ができる臨時駐車場

## ・景観に配慮した配置計画

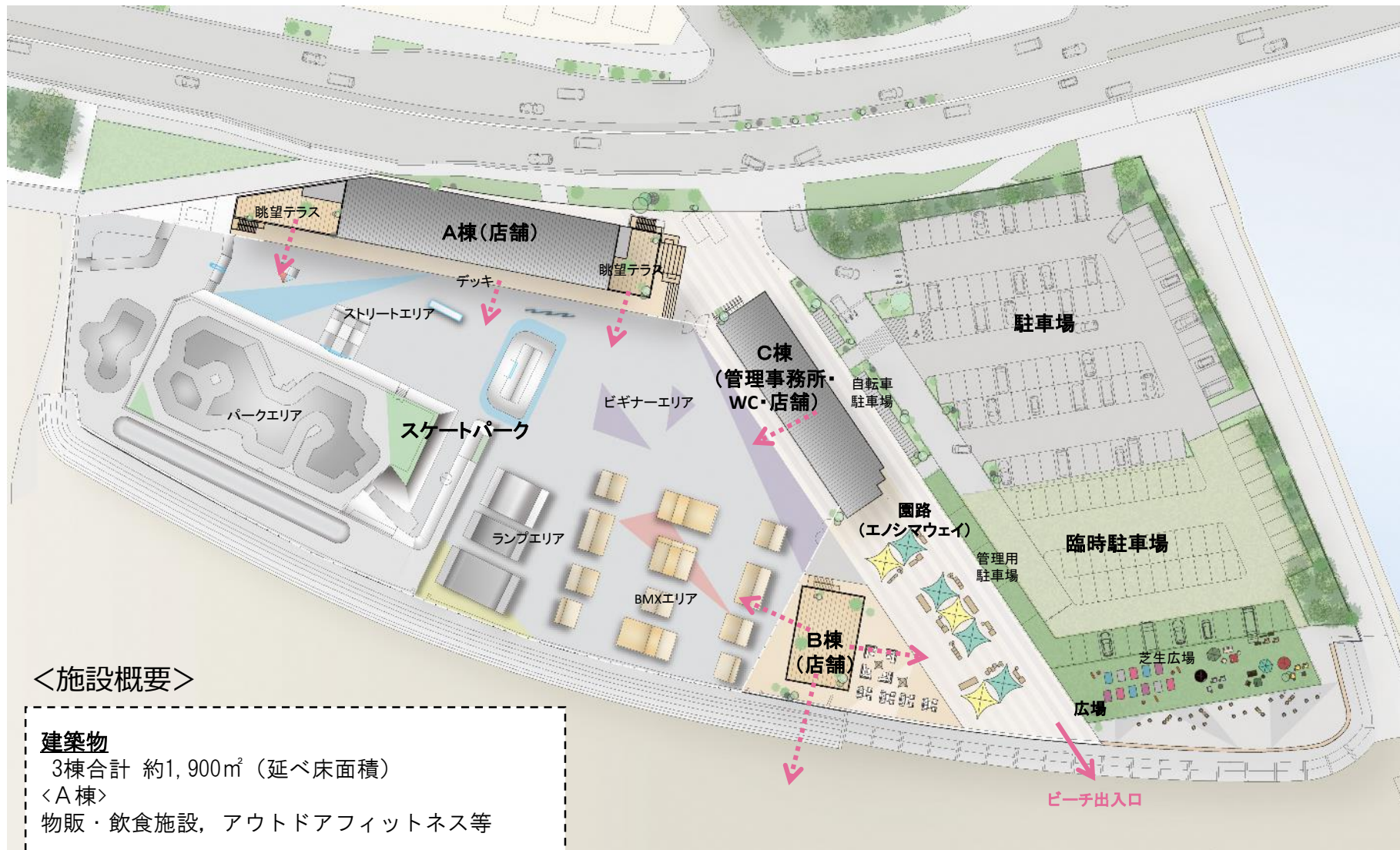
海の景観

周辺施設からの景観

富士山、江の島などの鵜沼らしさを意識した景観

- ・使いやすい駐車場
- ・中心軸となる園路
- ・利便性の高いトイレ

# 計画平面図



## <施設概要>

### 建築物

3棟合計 約1,900㎡ (延べ床面積)

#### <A棟>

物販・飲食施設, アウトドアフィットネス等

#### <B棟>

テイクアウトカフェ等

#### <C棟>

物販・サービス, 管理事務所, トイレ等

スケートパーク  
約6,700㎡

駐車場(臨時駐車場含む)  
約3,500㎡ 約155台

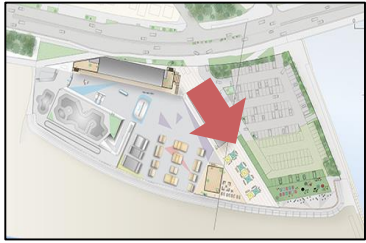
※事業者の公募資料から抜粋

# イメージパース①



海側からスケートパークを中心に公園全体をみる

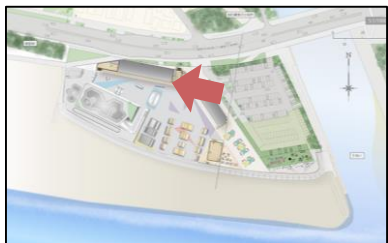
## イメージパース②



エノシマウェイ（園路）から江の島を臨む



## イメージパース③



A棟（店舗）内観：店内・デッキとスケートパークが空間的・視覚的につながる様子

# 今後のスケジュール

項目	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
基本協定の締結			■									
公募設置等計画の認定 実施協定の締結				■	■							
関係機関協議・設計 地元説明会				■	■	■	■					
解体・改修工事					■	■	■	■	■	■	■	
リニューアルオープン											■	

事業者からの提案内容については、今後の関係機関協議・詳細設計等により、一部変更となる場合があります。

## <参考> Park-PFIの概要

- ・平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。
- ・都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」と呼称。

### ■Park-PFIのイメージ

